

流通事業者向け製品安全セミナー講演資料

製品安全の潮流と流通事業者に 求められる役割

平成25年12月

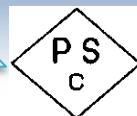
経済産業省

製品安全課

経済産業省の製品安全政策の体系

製品事故の未然防止

1. 事前規制



製品事故の未然防止

2. 経年劣化対策



製品事故被害の拡大防止

3. 事故情報の収集



1-1 事前規制(製品安全4法の技術基準適合義務)

- 製品安全4法では、危害発生のおそれがある製品を指定し、製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準の遵守を求め、**技術基準に適合した製品にPSマークの表示**を義務付け。
- 特に危害発生のおそれが高い特別特定製品等(◇PSマーク)は、事業者の自主検査に加え、国に登録した検査機関での検査を義務付け。

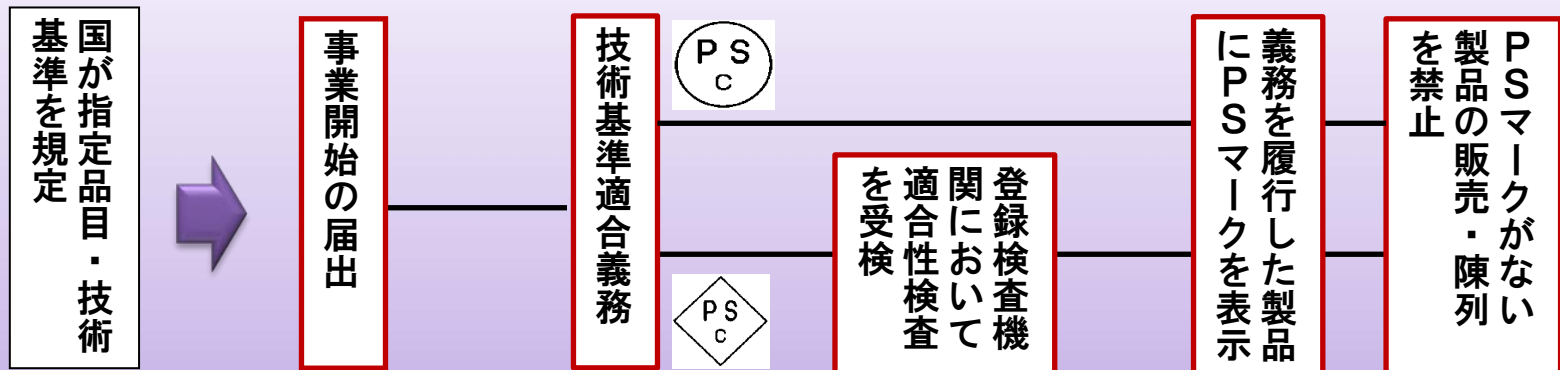
<製品安全4法>

◇消費生活用製品安全法 【ライター、レーザーポインター、ベビーベッド、石油ストーブ 等】

◇電気用品安全法 【エアコン、LEDランプ、延長コード、冷蔵庫、電子レンジ 等】

◇ガス事業法 【ガスこんろ、ガス瞬間湯沸器、ガスふろがま、ガス栓 等】

◇液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 【ガスこんろ、ガス瞬間湯沸器 等】



1-2 製品安全4法の指定品目とPSマーク

○販売事業者等はPSマーク表示がない製品を販売・陳列してはならない。

<指定品目数>

●消安法(10品目)



4品目



6品目

●電安法(457品目)



116品目



341品目

●ガス事業法(8品目)



4品目



4品目

●液石法(16品目)

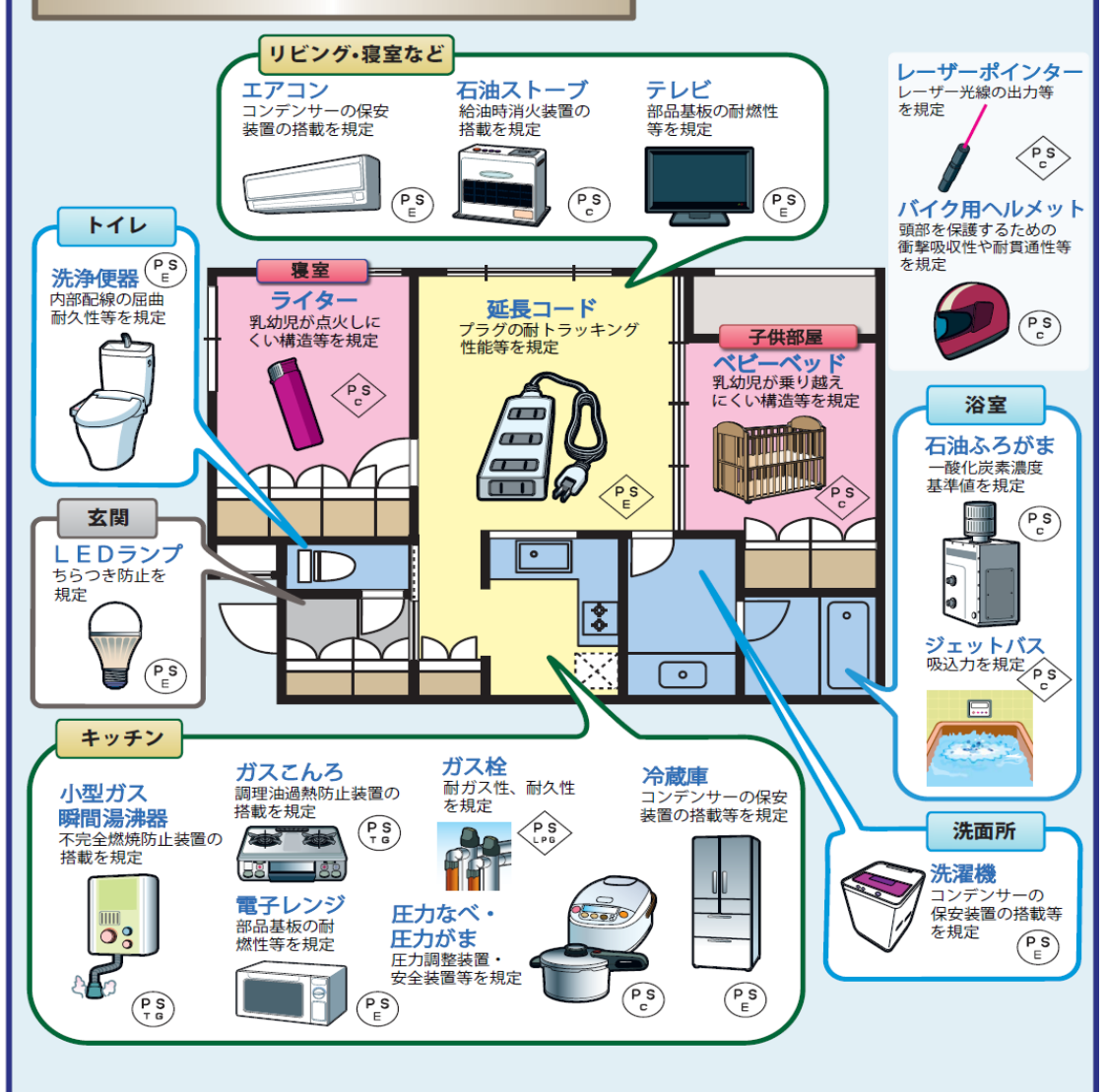


7品目



9品目

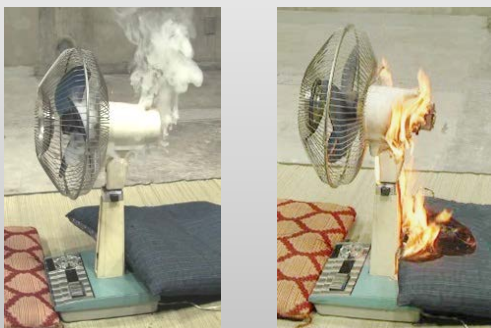
身の回りにおけるPSマークが表示された製品の例示



2-1 経年劣化対策(長期使用製品安全表示制度)

- 製造・輸入事業者に対して、経年劣化の事故が多い扇風機、エアコン、洗濯機などの製品に、「**製造年**」、「**設計上の標準使用期間**」等を表示することを義務付けて、消費者に注意を喚起。
- 販売事業者に義務はないが、表示の有無等を確認することが求められる。

古い扇風機による事故



40年以上の使用によってコンデンサーの絶縁性能が低下し内部がショートして出火。

表示サンプル



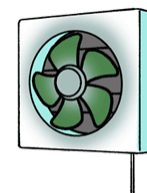
【製造年】 20XX 年
【設計上の標準使用期間】 △△年
設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

対象製品【6品目】 経年劣化の事故が多い製品

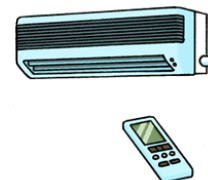
平成21年4月以降に販売した製品が対象



扇風機



換気扇



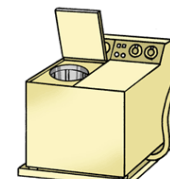
エアコン



ブラウン管テレビ



全自動洗濯機



2槽式洗濯機

2-2 経年劣化対策(長期使用製品安全点検制度)

○製造・輸入事業者の義務

- ・特定保守製品に「設計上の標準使用期間(安全に使用できる期間)」を設定
- ・登録された所有者情報の管理
- ・点検時期の到来を所有者に通知
- ・所有者の依頼に応じて製品を点検 等

○販売事業者等の義務

特定保守製品を購入者(所有者)に引き渡す際に、製品に同梱されている所有者票の記載内容を説明。

所有者の承諾があれば、販売者が所有者票を代行記入し投函することが可能。

特定保守製品【9品目】

平成21年4月以降に販売した製品が対象



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機



屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)



石油給湯機



石油ふろがま



FF式石油温風暖房機

① 販売者は所有者に点検制度を説明



② 製品に同梱されている所有者票に必要事項を記入



③ 所有者票をメーカーに返送(所有者登録)



⑥ 製品を点検



※点検は有料

⑤ 点検依頼



④ 点検時期の通知

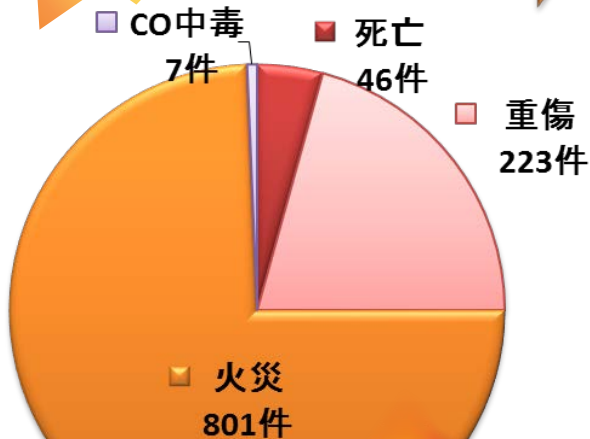


特定保守製品
購入から点検
までの流れ

3-1 重大製品事故情報の国への報告義務

- 製造・輸入事業者が、重大製品事故の発生を知ったときは、**10日以内に消費者庁に報告**することを義務付け。また、**販売事業者等が、重大製品事故の発生を知ったときは、製造・輸入事業者に通知する責務がある。**

重大製品事故の発生



(平成24年度 1077件)

重傷: 治療期間30日以上
火災: 消防が確認したもの

販売事業者
通知の責務

製造・輸入事業者
報告義務

消費者庁・経済産業省
公表

命令・指導・注意喚起

ハロゲンヒーターの火災事故発生



NITE (製品評価技術基盤機構)
事故原因究明調査



平成21年9月より、重大製品事故情報の収集・公表を消費者庁が担当、事故原因究明等を経済産業省が担当。

3-2 非重大製品事故情報のNITEへの通知

- 事業者等が、ヒヤリハットやケガ、火傷などの軽微な事故等の情報を知ったときは、NITE(製品評価技術基盤機構)への通知を求めている。
- NITEは、事故原因の究明調査を実施し、調査結果を定期的に公表。



4-1 消費生活用製品におけるリコールの実施

- 製造・輸入事業者は、製品事故の発生又は事故の兆候を発見した段階で、自主リコールを実施。平成24年度は、新たに91件のリコールを開始。
- 製造・輸入事業者は、「リコール開始届出」を経済産業省に提出し、新聞への社告やチラシの配布等を行ってリコール情報を消費者に周知。
- 販売時事業者等は、製造・輸入事業者が行うリコールに協力する責務がある。

リコール開始件数	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
重大事故契機	52	45	22	18	21	17
非重大事故契機	127	120	108	109	92	74
計	179	165	130	127	113	91

* 重大製品事故契機のリコールについては、経済産業省からもプレス公表を実施

リコール社告の新聞掲載事例

ハロゲンヒーターを回収します

平素は弊社商品をご愛顧賜り厚くお礼申し上げます。

さて、二〇二二年八月から弊社「XXXXXXXXXX」が販売致しましたハロゲンヒーターの一部機種において内部の部品が発熱し発煙、焼損の恐れがあることが判明致しました。

つきましてはお客様を安全を期するため、また事故防止の観点から、当該機種をお持ちのお客様は直ちに使用を中止していただき、お手数ですが、謹んでお願い申し上げます。

お客様には多大なご迷惑をおかけ致しますことを心よりお詫言申し上げます。


平成十九年十二月二十日

輸入元 (株) XXXXXXXXXX

発売元 (株) XXXXXXXXXX

対象商品

型番の表示位置
商品背面の床から5cmのところシールがあります。



■お問い合わせ窓口
XXXXXXXXXX (ダイヤル)

■電話受付時間 / 午前9時～午後5時
*1月6日までは休まず受付致します。1月7日からは土、日、祝日は除きます。

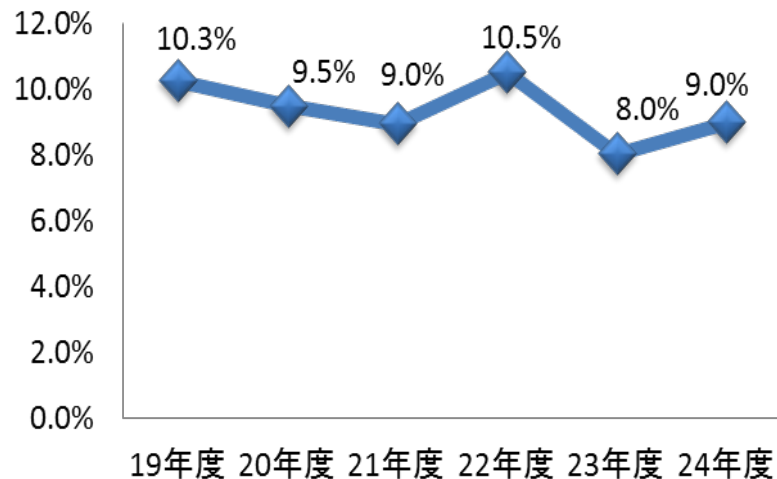


リコールチラシの事例

4-2 リコール未対策品による重大製品事故の発生

- リコール実施中に、未回収・未修理等の「**リコール未対策品**」による**重大製品事故(火災等)**が年間100件以上発生し、**死亡事故も報告**。
- リコール未対策品の事故は、**重大製品事故の約1割**に上り、石油給湯器、電気こんろ、電子レンジの未対策品に事故が多発。

重大製品事故に占めるリコール未対策品の割合



リコール中の加湿器による重大製品事故

平成25年2月、長崎県のグループホームで、リコール中の加湿器を火元とする火災が発生して5名が死亡。平成25年3月に、経済産業省はTDK(株)に対して、法に基づく危害防止命令を発動。



重大製品事故が再発しているリコール未対策品

会社名	製品名	重大製品事故件数
(株)ノーリツ	石油給湯器	【80件】
パナソニック(株)	電気こんろ	【44件】
TOTO(株)	石油給湯器	【32件】
(株)長府製作所	石油ふろがま	【30件】
(株)千石	電子レンジ	【26件】
富士工業(株)	電気こんろ	【22件】
日立アプライアンス(株)	電気こんろ	【21件】
小泉成器(株)	電子レンジ	【20件】
アップルジャパン合同会社	携帯型音楽プレーヤー	【20件】
長州産業(株)	石油給湯器	【18件】

*【 】の数字は、平成19年以降に発生した重大製品事故件数

5-1. 製品の安全を確保する自主的取組の促進

- 近年、市場のグローバル化がますます進展し、あらゆる製品が国境を越えて世界中に流通。日本にも中国製をはじめ海外製品の輸入が増加。
- また、製品の流通・販売形態も多様化し、インターネットで世界中から商品を購入できる時代。
- 経済環境が刻々と変化する中で、守るべき最低限のルールを定めた法律の規制だけでは、製品の安全レベルを高めることは困難。

- 製造・輸入事業者に加えて、**流通、卸、販売、設置**といったサプライチェーンを構成する事業者全体で製品安全に取り組むことが不可欠であり、事業者の自主的取組が求められている。

製品安全4法制定時(昭和30~40年代)



国内製造事業者が法に基づく義務を履行

現在



サプライチェーンを構成する事業者全体で製品の安全を確保

5-2 流通事業者に期待される役割

- 産業構造審議会 流通部会 報告書(平成24年9月)において、流通事業者が製品安全に果たす役割が重要視されるとの報告がなされた。

産業構造審議会流通部会報告書(抜粋)

従来、製品安全は製造事業者や輸入事業者の責任であるとされてきた。しかし、消費者の安全・安心に対する要望の高まりとともに、流通事業者は、製造事業者や輸入事業者の責任を前提としつつも、直接消費者に対して、商品に関する情報を提供する立場にあり、また製造・輸入事業者と消費者を繋ぐ重要な位置にいることから、製品安全に果たす役割が重要視されつつあるところである。

*産業構造審議会流通部会:経済産業大臣の諮問に応じ、流通分野に関する重要事項を調査審議する部会

- 消費者委員会から経済産業大臣に対して、販売事業者の具体的、効果的なリコールの実施方法等の検討を行うよう建議がなされた(平成25年2月)。
- 経済産業省は、対策の実施状況を消費者委員会に報告(平成25年8月)

消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策についての建議(抜粋)

経済産業省は、販売事業者等の実態をより調査し、リコール対象製品を購入した消費者への情報提供に係る消費生活用製品安全法に定められた義務等の具体的かつ効果的な実施方法について検討を行うこと。

*消費者委員会:内閣府に設置され、消費者問題について調査審議し、建議等を行う機関

5-3 流通事業者のリコール協力の取組

○製造・輸入事業者から報告されたリコール情報を、経済産業省から流通事業者団体等に提供し、販売事業者経由で消費者に届けるスキームを構築し運用。

流通事業者とのリコール協力体制

新聞社告、ホームページ掲載、チラシ配布、テレビCM 等

リコール情報等の周知

製造
事業者

輸入
事業者

協力

流通事業者

家電量販、地域中小家電
ホームセンター、
通信販売・インターネット販売
福祉用具販売

ダイレクトメール
送付

リコール情報等の
周知

Eメール
電話連絡
店頭掲示
(ポスター)
ホームページ掲載
等

消費者

報告

指導

リコール情報
等の提供

意見・要望

注意喚起



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

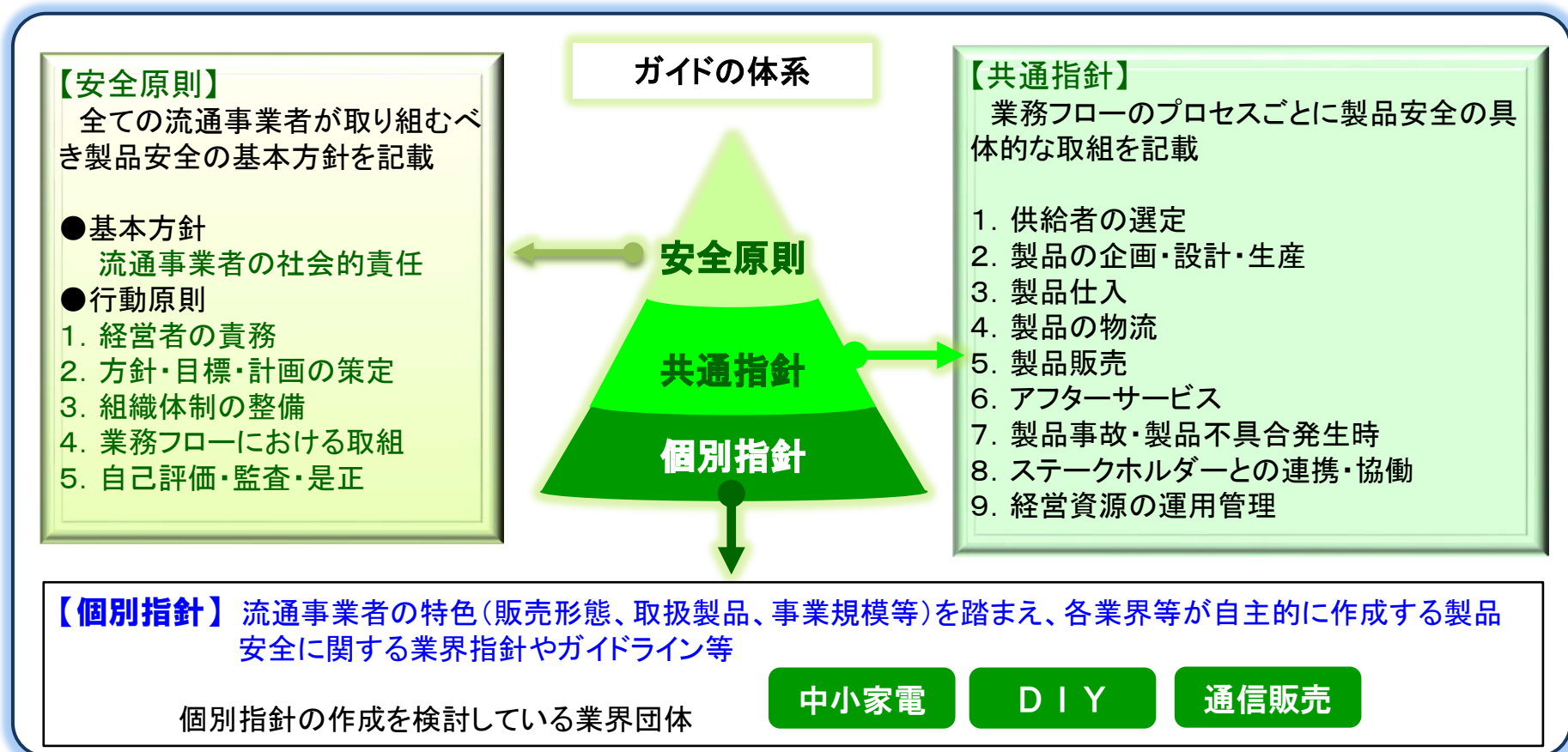
【協力団体】

(平成25年11月現在)

- ① 大手家電流通懇談会
- ② 全国電機商業組合連合会
- ③ 日本DIY協会
- ④ 日本通信販売協会
- ⑤ 日本福祉用具・生活支援用具協会
- ⑥ 日本福祉用具供給協会
- ⑦ Amazon.co.jp

5-4 流通事業者向けガイドの策定・公表

- リコール協力を含む流通事業者の自主的取組を促すため、製品安全における原則と指針を示したガイドを策定し公表(平成25年7月)。
- 流通事業者向けセミナーを開催する等、ガイドの周知を図るとともに、各業界団体が作成する個別指針(業界指針、ガイドライン等)の作成を支援。



ご静聴ありがとうございました。

ご意見・ご質問、製品安全に関する情報については
商務流通保安グループ **製品安全課** までご連絡ください。

電話：東京03(3501)4707

Fax：東京03(3501)6201

URL：経済産業省ホームページ
<http://www.meti.go.jp>

経済産業省製品安全ガイド

http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html

※ 製品安全施策については、
経済産業省HPトップページの
キーワード「製品安全」をクリック

